

佐世保市における町内会等の加入促進に関する協定書

佐世保市（以下、「甲」という。）、公益社団法人長崎県宅地建物取引業協会佐世保支部（以下、「乙」という。）、公益社団法人全日本不動産協会長崎県本部（以下、「丙」という。）及び佐世保市連合町内連絡協議会（以下、「丁」という。）は、相互に連携及び協力を図り、次に掲げる目的を推進するため、本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地域住民がともに支え合い、つながりあい、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、地域コミュニティの基礎的組織であり、「お互いさま」の精神で支えてきた身近な集まりである町内会等自治組織（以下、「町内会等」という。）への加入促進に関して、甲、乙、丙及び丁が相互の連携・協力関係を構築し、地域コミュニティの活性化を推進することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達するため、次の事項について取り組むものとする。

- (1) 甲及び丁は、町内会等加入案内連絡票、案内チラシ等の町内会等への加入促進啓発に必要な資材の作成及び提供を行うこと。
- (2) 乙及び丙は、在籍する会員を協力事業者とし、住宅の販売、仲介、賃貸等の新規契約又は継続契約時において、当該住宅の入居世帯に対し、町内会等の加入に必要な情報提供を行うとともに、甲及び丁が作成した町内会等加入案内連絡票及び案内チラシ等の配布を行い、町内会等への加入を促すよう努めること。

（有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から翌年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれかから協定を更新しない旨の意思表示がない限り、有効期間満了日の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。

（その他）

第4条 この協定書に定めがない事項及び内容を変更する事項については、別に甲、乙、丙及び丁が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年11月22日

甲 所 在 地 佐世保市八幡町1番10号

名 称 佐世保市

代表者氏名 市長

朝 長 刑 男
佐世保市長印

乙 所 在 地 長崎市目覚町3番19号 長崎県不動産会館3階

名 称 公益社団法人 長崎県宅地建物取引業協会佐世保支部

代表者氏名 支部長

新 井 成 光
印

丙 所 在 地 長崎市樺島町7番1号 丸善ビル2階

名 称 公益社団法人 全日本不動産協会長崎県本部

代表者氏名 本部長

兒 松 善 久
印

丁 所 在 地 佐世保市栄町4番11号 サンクル1番館2階

名 称 佐世保市連合町内連絡協議会

代表者氏名 会長

嬉 野 寛 二
印